

遠野市スポーツ少年団規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市スポーツ協会規約第43条の規定に基づいて設置された遠野市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関し、必要なことを定める。

(目的)

第2条 本団は、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の普及と育成及び団活動の活性化を図り、青少年のスポーツ振興に努め、もって心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本団は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成
- (4) スポーツ少年団相互の交流活動
- (5) スポーツ少年団の大会、講習会等への派遣
- (6) スポーツ少年団に関する広報活動
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) その他目的達成に必要な事項

(登録)

第4条 本団への単位団の登録は、日本スポーツ少年団登録規程に準じるものとする。

(組織)

第5条 本団は遠野市内の単位団、関係団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任及び任務)

第7条 本部長は、遠野市スポーツ協会会長が当たり、本団を代表し、業務を統轄する。

- 2 副本部長は、遠野市教育委員会事務局教育部長及び指導者協議会会長が当たり、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する副本部長がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、遠野市教育委員会事務局生涯学習課長が当たり、出納及び軽微な事項の決裁を行う。
- 4 理事は、単位団、理事関係機関及び学識経験者の区分から総会において選任し、理事会を組織して、会務の執行に当る。
- 5 監事は、総会において選任し、本団の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局の設置)

第9条 本団の事務は、遠野市スポーツ協会事務局において処理する。

2 事務局に遠野市スポーツ協会事務局職員、遠野市教育委員会事務局職員を置く。

(総会)

第10条 総会は本部長、副本部長、常務理事、理事、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、単位団において登録された指導者又は役員、スタッフから1名を選任する、ただし、単位団が選出した委員が副本部長及び理事、事務局に就任したときは、改めて委員を選出する。

3 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3か月以内に毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

4 総会は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

5 委員の3分の2以上が同意する場合は、本部長に対し、総会の招集を請求することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規程の制定及び変更
- (4) その他本団の運営に必要な事項

(総会の議決方法)

第12条 総会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 総会の議決は、出席者の過半数により決する。

(理事会)

第13条 理事会は、本部長、副本部長、常務理事及び理事をもって構成し、総会に付議すべき事項、その他本団の運営に必要な事項を決議する。

(指導者協議会の設置)

第14条 単位団指導者相互の連携、資質及び指導力の向上を図るため、指導者協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(協議会の事業)

第15条 協議会は、次に掲げる事業を行う。また、必要に応じて理事会に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流、情報交換に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) スポーツ少年団活動の運営に必要な事項。

(協議会の構成)

第16条 協議会は、単位団の代表指導者をもって構成する。

(役員)

第17条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第18条 協議会の役員は、単位団の代表指導者の互選とする。

(役員の仕事及び任期)

第19条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第20条 本団の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、本団の運営に必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年全部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年5月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の適用に伴うその他必要な措置については、理事会の決議により別に定める。

附 則 (令和8年一部改正)

- 1 この規程は、令和8年5月26日から施行する。